

鴨川市教育委員会附属機関設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月27日

鴨川市教育委員会教育長 鈴木 希彦

鴨川市教育委員会規則第2号

鴨川市教育委員会附属機関設置条例施行規則の一部を改正する規則

鴨川市教育委員会附属機関設置条例施行規則(平成31年鴨川市教育委員会規則第11号)
の一部を次のように改正する。

別表鴨川市教育支援委員会の項の次に次のように加える。

鴨川市学校適正規模等検討委員会	学校教育課
-----------------	-------

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。